東かがわ市パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き ・ Q&A

東かがわ市しあわせづくりキャラクター
“ハートラ” & “トラッピー”

東かがわ市 人権推進課

はじめに

東かがわ市では、東かがわ市人権擁護の推進に関する条例に基づき『性の多様性を認め合う誰もが住みやすいまち 東かがわ市』をめざしています。

パートナーシップ宣誓制度とは、現行の法制度では結婚が認められない性的マイノリティのお二人が、戸籍上の性別にとらわれずにお互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支え合うことを約した関係であることを宣言し、市が公的に証明する制度です。

パートナーシップ宣誓証明書の 『 宣誓 』 から 『 交付 』 までの流れ
～人権推進課が手続きを行います～

① 事前予約

- 宣誓希望日の７日前(土･日･祝日･年末年始を除く)までに必ず、人権推進課へ電話又はメールで予約をしてください。
- 予約時に以下のことをお伝えください。(必要書類の準備･確認を行います。)
  - ＊氏名(漢字･ふりがな)
    通称名(希望者)
  - ＊電話番号
  - ＊住所
  - ＊宣誓希望日時
    (第1希望～第3希望)
  - ＊宣誓時の個室希望の有無

② パートナーシップ宣誓

- 予約した日時、予約場所にお二人そろってお越しください。
- 市職員の立ち会いのもと、宣誓書に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。
- 本人確認及び宣誓内容や要件を確認します。

③ 宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付

- 要件を満たしていることが確認できたら、パートナーシップ宣誓証明書及び宣誓証明カードを交付します。

※ 確認後、交付までのお時間を1時間程度いただきます。

※ 提出書類等が適正でない場合、即日交付はできません。

予約なしで宣誓書の提出をされた場合、スムーズな対応ができない可能性がありますので、必ず、人権推進課へ電話又はメールでご予約をお願いします。なお、宣誓日、宣誓証明書の交付日時は、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

また、宣誓される当事者のプライバシーに最大限配慮し、希望者は個室で対応します。

事前予約の際に、個室を希望される方はお申し出ください。

連絡先 ： 東かがわ市役所 総務部 人権推進課

TEL ： 0879-26-1227　　E-mail ： hk-jinsui@city.higashikagawa.kagawa.jp

受付時間 ： 平日 8:30～17:15 (土日祝日及び年末年始を除く)

パートナーシップの宣誓ができる方

パートナーシップの宣誓をするには、一方又は双方が性的マイノリティであることのほか、以下の要件をすべて満たす必要があります。

① 成年に達していること

・双方とも年齢は満１８歳以上の方。
※民法改正（２０２２年４月１日施行）に伴い、成年年齢が１８歳に引き下げられました。

② 東かがわ市民であること、又は転入予定であること（次ページ詳細有）

・市内に住所を有している方又は３か月以内に本市への転入を予定している方。
・転入予定の方は、宣誓書に転入予定日等を記入していただき、宣誓日から３か月以内に本市の住所が掲載された住民票謄(抄)本の写し等を提出してください。

③ 配偶者がいないこと（次ページ詳細有）

・戸籍抄本又は独身証明書等で確認します。
・日本の国籍を有しない方は、大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等に、日本語訳を添付して提出してください。

④ 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと

・同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓又は登録を行っている方は、東かがわ市において宣誓することはできません。

⑤ 宣誓者同士の関係が近親者でないこと

・民法の規定により、婚姻できない関係にある方（三親等以内の親族）とは宣誓することができません。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除きます。

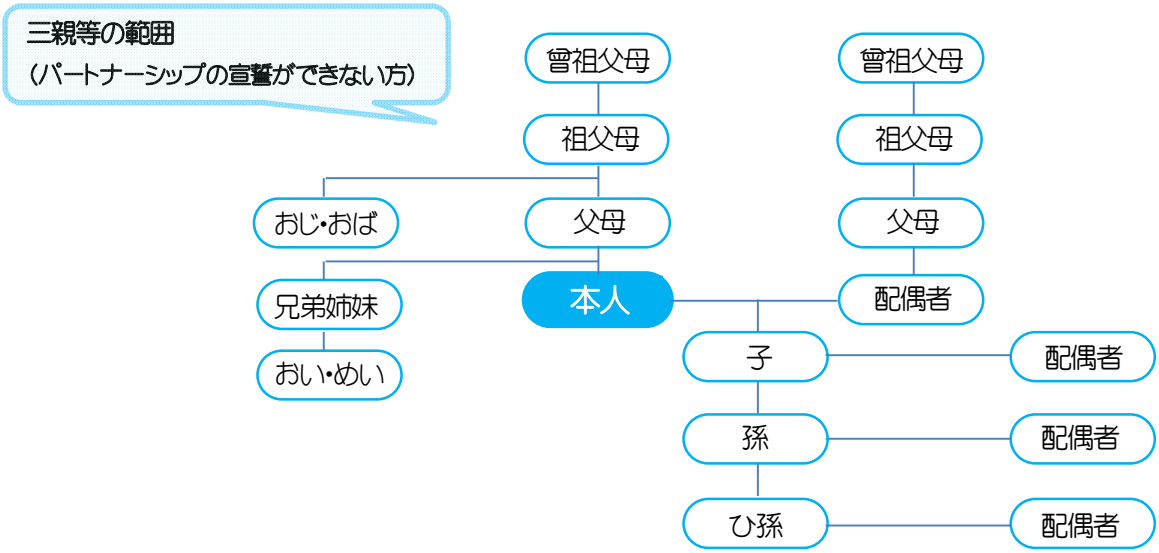

上記①～⑤の内容については、宣誓書により確認させていただきます。

宣誓時に必要な書類

パートナーシップの宣誓をするには、以下の書類をご準備いただく必要があります。

① 住民票謄(抄)本の写し【住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し可】※本籍不要

・１人１通ずつ提出してください。同一世帯の場合、２人分の情報が記載されていれば１通で差し支えありません。（宣誓日以前３か月以内に発行されたもの）

・転入予定の方は、東かがわ市に転入する予定が記載された転出証明書等を提出してください。（宣誓日から３か月以内に、本市へ転入したことを証明する住民票謄(抄)本の写し等を提出してください。）

② 独身であることを証明する書類（戸籍抄本又は独身証明書等）

・１人１通ずつ提出してください。（宣誓日以前３か月以内に発行されたもの）

※ 戸籍抄本や独身証明書は本籍地の市町村で取得できます。

・日本の国籍を有しない方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的機関が発行する書面に、日本語訳を添えて提出してください。

☆ 日本国籍を有しない方が日本で独身であることを証明する書類として、①・②のいずれかの書類を提出してください。

① 外国で結婚されていない場合

・婚姻要件具備証明書（３か月以内に発行されたもの）

・婚姻要件具備証明書を日本語に翻訳した書類
（翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可）

② これから宣誓される２人が外国で同性結婚している場合

・外国での結婚に係る証明書（３か月以内に発行されたもの）

・外国での結婚に係る証明書を日本語に翻訳した書類
（翻訳者の氏名を記入。本人の翻訳でも可）

※ 上記の書類取得について、在日大使館・領事館から発行できる国もありますが、少しお時間がかかる場合があります。あらかじめご確認いただき、ご準備ください。

③ 本人確認ができるもの

・個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）等（本人の顔写真付きの官公署が発行したもの）のうち１点が必要です。

・上記がない場合は、健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険被保険者証等のうち２点以上が必要です。

④ 通称名を使用する場合、通称名が確認ができるもの

・社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる書類（社員証等）であれば１点、郵便物や公共料金の領収書等であれば２点が必要です。

※ 通称名を利用した場合は、交付する宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。

よくある質問

Q１ パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。

A１　婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や税金の控除、親族扶養義務等、様々な権利・義務が発生します。

一方、東かがわ市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて行われるものであり、婚姻のような効力はありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Q２ 宣誓証明書及び宣誓証明カードにはどのような効力がありますか。

A２　宣誓証明書及び宣誓証明カードは、東かがわ市の要綱に基づく書類であり、権利の発生や義務の付与を伴うものではなく、法的な効力はありません。

今後、事業者等の理解が広がり、様々なサービスに波及することが期待されます。

Q３ 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A３　東かがわ市は、お二人を「婚姻に相当する関係」と認め尊重することで、当事者に寄り添い、様々な不安や困難を軽減できる市になることをめざしています。また、本制度を導入することで多様性への社会的理解を広げ、性的マイノリティに対する理解者が増えることで偏見や差別の解消につながることも期待しています。

Q４ 利用可能なサービスはどのようなものありますか。

A４　宣誓証明書又は宣誓証明カードをご提示いただくことで、次のサービスを申請することが可能となります。ただし、法的効力がないため、それぞれの利用先で取り扱いが異なります。サービスの利用先に詳細を必ず問い合わせてください。

- 市営住宅の入居申し込み
- 新婚等世帯家賃助成金
- 一部携帯電話会社の家族割引
- 医療機関(例：香川大学医学部附属病院、県立病院、さぬき市民病院、市内医療機関)において家族同様に面会等の許可（法令等に基づき、医療機関ごとに可能な範囲が異なりますので、利用する前に必ずご確認ください）
- 東かがわ市職員及び東かがわ市会計年度任用職員の特別休暇（結婚休暇）
- 東かがわ市職員の結婚祝い金の給付

Q５ パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

A５　宣誓や宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付には、費用はかかりません。

ただし、宣誓をする際にご提出いただく書類の交付手数料等は自己負担となります。

※ 交付手数料は区市町村によって異なりますのでご注意ください。

Q６　パートナーと同居していないと宣誓できませんか。

Ａ６　同居している必要はありません。

Q７　東かがわ市民でないと宣誓できないのですか。

Ａ７　現在、一方又は双方が市外に住所を有している場合も、転入を予定している方であれば宣誓できます。

ただし、転入前に宣誓する場合は、転入の事実が確認できる転出証明書等をご提出いただいた後、宣誓日から３か月以内に、本市へ転入したことを証明する住民票謄(抄)本の写し等（住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写しも可）の提出も必要となります。

Q８　なぜ、転入予定でも宣誓できるのですか。

Ａ８　東かがわ市へ転入しパートナーとの共同生活を行う予定の方が、住居等の準備を整えることが必要な場合を想定しているからです。

Q９　通称名は使用できますか。

Ａ９　性別違和感等の理由による、市長が認める場合は通称名を使用することができます。

なお、通称名を確認する方法として、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる書類であれば１点、郵便物や公共料金の領収書等であれば２点を提出してください。

また、通称名を使用した場合は、交付する宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q10　養子縁組していると宣誓できませんか。

A10　パートナーシップにあるお二人が、様々な事情により婚姻できない現状を考慮し、養子と養親の関係にある場合でもパートナーシップ宣誓ができるようにしました。

Q11　宣誓証明書及び宣誓証明カードは即日交付されますか。

A11　提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日交付します。

ただし、申請内容及び提出書類等が適正でない場合は、改めて申請にお越しいただくことになりますのでご了承ください。スムーズに申請から交付までを行うためにも、事前に、人権推進課へ電話又はメールでご予約ください。

なお、提出書類等確認後、交付まで１時間程度いただきます。

Q12　代理で宣誓してもらうことは可能ですか。

A12　宣誓者お二人の意思を確認するために、代理での宣誓はできません。必ず、宣誓者のお二人がそろってお越しください。

なお、宣誓書に自署いただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、お二人の立ち会いの下、他の方による代筆は可能です。

Q13 宣誓証明書又は宣誓証明カードを紛失した時は再交付できますか。

A13　宣誓証明書及び宣誓証明カードの紛失、き損、汚損、氏名変更等の事情により、再交付を希望される場合は、申請書に基づき宣誓証明書又は宣誓証明カードを再交付します。再交付を希望する場合は、事前に、人権推進課へ電話又はメールでご予約ください。

なお、転居の場合は、再交付の対象にはなりません。

Q14 関係を解消した場合はどのようにしたらいいですか。

A14　パートナーシップを解消した場合は、返還届に宣誓証明書及び宣誓証明カードを添えて、人権推進課へ提出してください。特別に一方からの解消の申し出により届出することを認めますが、返還届を提出した旨を、自らパートナーであった相手に必ず通知していただき、宣誓証明書及び宣誓証明カードを人権推進課へ返還してもらってください。

なお、宣誓証明書及び宣誓証明カードを提示してサービスを利用している場合は、必ずサービスの利用先に解消した旨をご自身でご連絡いただき、返還に伴う手続きを行ってください。

Q15 どのようなときに宣誓証明書及び宣誓証明カードを返還しなければいけないですか。

A15　パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が市外へ転出したとき等は、返還届に宣誓証明書及び宣誓証明カードを添えて、人権推進課へ返還してください。ただし、一方が転勤や親族の疾病その他やむを得ない事情等により、一時的に転出する場合は、関係書類の提出が必要となります。

なお、宣誓証明書及び宣誓証明カードを提示してサービスを利用している場合は、必ずサービスの利用先に返還した旨をご自身でご連絡いただき、返還に伴う手続きを行ってください。

Q16 なりすましや偽造等の悪用はされませんか。

A16　市が宣誓を受ける際には、住民票謄(抄)本の写し、独身であることを証明する書類、本人確認を併せて提示していただくことで、なりすまし等の悪用を防止します。

なお、パートナーシップ宣誓証明書及び宣誓証明カードを虚偽等により交付を受けたこと、また不正に利用したとき（偽造等も含む）は、当該パートナーシップ宣誓を取り消し、宣誓証明書及び宣誓証明カードを人権推進課へ返還していただきます。

Q17 制度利用に際し、プライバシーは守られますか。

A17　宣誓される方のプライバシー保護の観点から、個室で宣誓を行っていただくことが可能です。事前予約の際にお申し出ください。また、提出書類や記載内容等の個人情報は必ず守られます。

東かがわ市しあわせづくりキャラクター
“ハートラ” ＆ “トラッピー”

東かがわ市役所 総務部 人権推進課

〒769-2792 東かがわ市湊 1847 番地 1
TEL：0879-26-1227　　FAX：0879-26-1337
受付時間：平日（土日祝日及び年末年始を除く）8:30～17:15
E-mail：hk-jinsui@city.higashikagawa.kagawa.jp
東かがわ市 HP「東かがわ市パートナーシップ宣誓制度」

東かがわ市 LGBT	検索

発行　令和５年３月